

ヒグマ対策関係者会議開催要領

1 目的

円滑なヒグマ対策の推進に向け、関係者における情報や意識の共有、連携の強化を図るため開催する。（「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」第3章3（3）ア）

2 構成

会議の構成員は別表のとおりとする。

3 協議事項

次の項目について、協議等を行い情報や意識の共有を図る。

- （1）ヒグマの出没、人身事故等発生時の連携、対応に関すること。
- （2）ヒグマによる被害の防止に関すること。
- （3）その他会議の目的を達成するために必要なこと。

4 会議の開催

- （1）会議は、環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室長が招集する。
- （2）会議は、年度当初及び重大な人身事故発生時等、必要に応じて開催する。
- （3）会議の議事内容等に応じ、参集範囲以外の者に出席を求めることができる。

5 事務局

会議の庶務は、環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室が処理する。

6 その他

この要領が定めるもののほか、必要な事項は、環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年3月23日から施行する。

(別表) ヒグマ対策関係者会議 参集範囲

構成機関・団体名
林野庁北海道森林管理局
環境省北海道地方環境事務所
環境省釧路自然環境事務所
北海道警察本部（地域企画課、保安課）
北海道総務部（危機対策課、学事課）
北海道保健福祉部（子ども子育て支援課）
北海道農政部（技術普及課）
北海道水産林務部（林業木材課、道有林課）
北海道教育庁（生徒指導・学校安全課）
各（総合）振興局
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
一般社団法人 北海道猟友会
事務局：環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室